「平成30年度市町村等消費者教育コ





チーバくん

参加無料

なくそう! 防ごう! 地域の消費者トラブル!!

近年グローバル化、高度情報化の進展等により消費者問題も多様化・深刻化しています。

若者から高齢者まで消費者被害は後を絶ちません。本講座は消費者被害の実態を知り、被害防止に 向け、消費者トラブルや関連する法律、消費者教育などの各分野の専門家による講義によって、 知識を身につけ、グループワークを通して実践活動に生かしていくための講座です。

## 消費者教育コーディネーター とは

地域の消費者問題に精通し、啓発活動に取り組む者で、市町村、学校、消費者団体、事業者・事業者団体、大学等消 費者教育を担う多様な主体が連携・協働して効果的な消費者教育を行えるよう、間に立って調整する役割を担います。

開催場所・千葉県消費者センター研修ホール

船橋市高瀬町66-18

程 土曜日(各日10:00~16:10) B

1月12日、1月19日、

1月26日、2月2日、2月9日

象 千葉県内在住・在勤で 対 原則全日程受講可能な方

員 60名 (申込者多数の場合抽選) 定

切 平成30年12月21日(金)必着 締

催 千葉県消費者センター 主





※本講座は、千葉県から委託を受け、公益社団法人全国消費生活相談員 協会が実施します。

# ◇カリキュラム

回数	日程	午前 概ね 10:00~12:00	午後 13:00~16:10		
1	1/12	消費者行政を知ろう! 〜消費者を取り巻く社会情勢〜	この契約、やめることできますか? ~契約のキホン~		
			グループで考えよう!		
			消費者契約法を学ぼう		
2	1/19	訪問購入って? 〜特定商取引法を学ぼう〜	消費者トラブルみんなで防ごう! ~トラブル事例から 狙われる消費者~		
			グループで考えよう!		
3	1/26	知っとく、なっとく、ネット取引 ~情報通信・インターネット取引の基礎知識~	今はやりの仮想通貨って? ~キャッシュレス決済について~		
		グループで考えよう!	PL法ってなに? ~製品の安全の確保に関する知識~		
4	2/2	消費者市民社会って? 〜消費者教育の必要性〜	消費者教育コーディネーターの役割を考えよう		
			グループで考えよう!		
5	2/9	高齢者等の見守りの必要性と 見守り講座の手法を考えよう	グループで考えよう 〜講座の組み立て方を学ぼう〜		
			コーディネーターとしての見守りのポイント		

<sup>\*</sup>講座内容は講師の都合により変更することがあります。受講決定時に、確定したカリキュラムをお知らせ致します。

# お申し込みはメール・FAX・TEL または郵送で 平成 30 年 12 月 21 日 (金) 必着

# 

このメールアドレスは受付のみです。 お問い合わせにはお答えできません。



### FAXの方

下記の「受講申込書」に必要事項を 記入し、この面をそのまま、 お送りください。

FAX 03-5614-0743

〒103-0012 東京都中央区 日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101号

(公社) 全国消費生活相談員協会 宛



### お電話の方

電話受付時間平日9:30-17:00 直接お電話で受付いたします。 TEL 03-5614-0543 Т

## 郵送の方

下記の「受講申込書」に必要事項を 記入し、キリトリ線で切り取り、 右記まで郵送してください。

※受講者決定の通知は申込み受付後、郵送等にてお知らせします。

## キリトリ

# 消費者教育コーディネーター育成講座(千葉県)由込書

ふりがな				性別	年代				
お名前				男・女	歳代				
〒 ご住所									
	TEL(昼間ご連絡がとれる番号)	:	携帯電話番号						
ご連絡先									
	FAX		メールアドレス						
お申し込みの動機をお教えください。									
□消費者問題に関心がある □消費者教育に関心がある □消費者教育担い手人材リスト登録									
□民生委員等、地域で活動している  □教員経験者									
この講座をお知りになったきっかけをお知らせください。									
□県HP □自治体の広報紙 □行政の案内・チラシ □当協会HP									
口その他(									

<sup>\*</sup>日程は原則変更することはありません。\*本講座を修了されても公的な資格が付与されるものではありません。